

(3) 介護相談員派遣等事業について

介護保険法の施行に伴い、高齢者における介護サービスの利用は、従来の措置を中心としたサービス利用から、契約によるサービス利用へと大きく変わった。この新たな仕組みが「利用者本位」の仕組みとして定着するためには、高齢者が自分自身のニーズに合ったサービスを適切に選択し、利用できるような環境を整備することが重要である。

介護相談員派遣等事業は、上記の目的から平成12年度に創設されたものであり、介護相談員が現場を定期又は随時に訪問し、気軽な雰囲気の中で介護サービス利用者の介護サービス等に関する疑問や不満に対してきめ細かに応じることにより、苦情に至る事態を未然に防ぐとともに、介護相談員が市民の目を通してサービスの実態等を把握し、市町村に提言を行うことなどにより、介護サービスの質の向上や市町村の介護保険行政の円滑な運営、さらに介護問題にとどまらない「地域づくり」にもつながる効果が期待されるものである。

また、1月25日には、介護相談員間及び介護相談員派遣等事業事務局間の情報交換の場の提供等を通じ、介護相談員派遣等事業の円滑な業務遂行や、一層の事業の充実を図ることを目的とし、「介護相談・地域づくり連絡会」が発足したところである。

本事業については、平成13年度予算（案）においても、「介護サービス適正実施指導事業」のメニューのひとつとして所要の経費を計上し、本事業を実施する市町村に対する支援に万全を期すこととしているので、各都道府県においても積極的な対応をお願いしたい。

介護相談・地域づくり連絡会概要

【名 称】

この会の名称を「介護相談・地域づくり連絡会」（以下「連絡会」という）とする。

【目 的】

連絡会は、介護相談員派遣等事業の円滑な業務の遂行を図るため、介護相談員間の情報交換、介護相談員の資質の向上、介護相談員派遣等事業を実施する事務局間の情報交換等を行うことを目的とする。

【活動内容】

連絡会は、会員の発意により、以下の事業を行う。

- (1) 介護相談員間の情報交換会等の開催
- (2) 介護相談員に対する研修の開催
- (3) 介護相談員派遣等事業事務局間の情報交換会等の開催
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

【会 員】

- (1) 介護相談員派遣等事業を行う市町村又は委託を受けた事務局
- (2) 上記会員に属する介護相談員

【会 費】

- (1) 市町村又は委託を受けた事務局は、会費年額 20,000 円を納入する。
- (2) 相談員は、会費無料とする。

【役 員】

本会に次の役員を置く。代表幹事 2名、事務局幹事 7名、相談員幹事 7名。

【職 務】

- (1) 代表幹事は、連絡会の責任者として、本会の目的達成及び活動の推進のため本会を統括する。
- (2) 幹事は、幹事会を設置し、本会の運営を遂行する。
- (3) 本会の事務を処理するため、本会事務局を置く。

【運 営】

連絡会は、毎年1回の定期総会及び必要に応じて臨時総会を開催する。

【任 期】

役員任期は2年とする。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

介護相談・地域づくり連絡会

総会

幹事会

・ブロック（北海道、東北、関東、中部、
関西、中四国、九州）ごとに、1事務局
と相談員1名（任期2年）

事務局

会 員

- ① 介護相談員派遣事業を行う市町村、または委託を受けた事務局
- ② 上記会員に属する介護相談員

○幹事会名簿

代表幹事 石川県金沢市 市長 山出 保

代表幹事 (財) さわやか福祉財団 理事長 堀田 力

ブロック	事務局幹事	相談員幹事
北海道	北海道本別町	未 定
東 北	秋田県鷹巣町	未 定
関 東	千葉県鎌ヶ谷市	埼玉県東松山市 松浦 昇
中 部	石川県金沢市	愛知県高浜市 角谷式男
関 西	三重県名張市	大阪市枚方市 真下 益
中四国	鳥取県南部箕蚊屋広域連合	鳥取県南部箕蚊屋広域連合 未定
九 州	福岡県大野城市	福岡県大牟田市 平山博美

市町村介護相談員派遣事業の 実施状況報告

事例報告：長野県松本市

社会部介護課介護福祉係課長補佐
忠地基晴

住民にやさしい『松本市の福祉』

自助・共助・公助の輪を広げながら、健康福祉日本一の地域づくりをめざして

—— サービスの質の確保に向けた介護保険派遣相談員活動の取り組み ——

松本市社会部介護課

1 松本市の概要

(H13.1.1現在)

項 目	内 容	説 明
行政区域	29地区	旧村合併により形成され 377町会を内包
総 人 口	209,455人	10年前(H2 199,453人)
高齢者人口	38,917人	〃 (H2 27,824人)
高齢化率	18.6%	〃 (H2 14.0%)
認定者数	4,680人	自立認定者数を除く。計画数4,631人
介護保険料	2,407円	第1号保険料基準額 全国平均 2,871円 長野県平均 2,346円
老人担当ケースワーカー	14人	老人調査・措置事務及び認定調査事務
認定調査	市直営で実施	ケースワーカーを含め16人体制で実施
認定審査会	広域で実施	19市町村で構成される松本広域連合内に16審査会を設置
介護保険相談員	1,135人	身近な相談窓口充実のため、市長の発案により民生委員(403人)及び保健補導員(732人)に委嘱

介護保険派遣相談員	29人	介護保険相談員の中から行政区域別に29人の地区推薦を受け委嘱
在宅介護支援センター	基幹2, 地域型5, 地区型6	基幹は市及び社会福祉協議会に設置 地区型は、H12.4.1設置 相談協力員は、150名に委嘱
居宅介護支援事業	ケアマネージャー 3人	最後の受け皿として市直営で実施。H12.3 条例設置。
福祉ひろば	25カ所	地区老人福祉の拠点として、市長の発案により、平成7年から教養娯楽室約100㎡を中心とした総面積約150㎡の施設規模で、通所介護施設等に併設整備。職員1名を配置し、運営は各地区に委託。 交流、相談、健康づくりなどの事業を地区住民が中心となって展開し、高齢者の閉じこもり予防をしつつ、地域福祉を推進。 (H12年版厚生白書 106～107P参照)
事業者連絡会	46法人172事業所加入	市が立ち上げ、民間で運営。現在ケアマネージャーの研修を中心に活動。

2 介護保険制度への移行に向けての取り組み

(1) 介護保険制度に対する市民の不安について

ア 介護保険について、どこのだれに相談したらよいか。

イ 介護認定は、公平・公正に実施されるのか。

ウ 自由契約となり、適正で良質な介護サービスが提供されるのか。

(2) 市民の不安にこたえる市の施策

ア 身近な相談機能の充実

住民の身近なところでの相談機能充実をめざし、市長の発案で、1,000人規模の介護保険相談員を設置しました。(H11.9)

イ 要援護高齢者が介護認定申請をし忘れることのないよう、民生委員を通じた地域からの情報や医療系サービス提供者側からの情報を収集し、該当高齢者の掘り起こしにより、実態に即した老人台帳の整備に努めました。(H11.3)

ウ 介護認定調査は、市直営(老人担当ケースワーカー等)で実施し、調査の公平・公正性の確保に努めています。また、調査時には制度の説明をしつつ、個別の相談に応じています。

エ 居宅介護支援事業者研修の実施

制度運営上のキーマンともいえるケアマネージャーに対し、集中的に研修会を実施するとともに、情報交換の場として連絡会を設置しました。

(H11.9からH12.3まで延べ9日間実施。)

その後、この組織を母体としつつ、サービス事業者を加え、さまざまな介護保険事業者間の横断的な組織である松本市介護保険事業者連絡協議会を設立しました。(H12.3.21)

オ サービス継続の確認

福祉・医療サービス等を利用している高齢者に、制度移行期に継続してサービスを提供できるよう、手続き等が完了しているか情報収集し、必要な対応に努めました。

3 介護保険制度の実施に向けての取り組み

(1) 相談窓口の一層の充実にむけて

ア 在宅介護支援センター6カ所を福祉ひろばに併設設置。(H12.4.1)

イ 市基幹在宅介護支援センター内に介護110番(39-1165 サンキュー・いい老後)を設置しました。(H12.4.1)

(2) 介護保険制度の適正な運営とサービスの質の確保にむけて

ア 利用者アンケート調査の実施

H12.6月から実施している更新認定調査に合わせ、更新認定対象者全員にアンケート調査を実施中。

イ 介護保険事業者連絡協議会が定期的に行っているケアマネージャーの研修会を通じ、サービス等に対する利用者の不平・不満等の把握に努めています。

ウ 要援護高齢者の実態把握とともに、介護認定者でサービス未利用者については、介護保険サービス未利用者台帳を作成し状況把握に努めています。

エ 介護保険派遣相談員の新設

国のモデル指定を受け、すでに設置している介護保険相談員の中から、行政区域を単位として各1名推薦していただき、29名に委嘱しました。(H12.9)